

# 町の人事行政運営等の 状況を公表します

町の条例に基づき、21年度の町職員人事行政等についてお知らせします。

+++

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

○職員の任用については、選考任用と競争試験任用があります。

### 【選考任用】

- ・係長以上の職またはこれに相当するものと町長が認める職
- ・単純な労務職（運転手、用務員等）
- ・法令上の資格もしくは技能等を必要とする職（保健師、栄養士、保育士等）

### 【競争試験任用】

- ・選考により任用する職以外の職（事務職等）

※競争試験は小山ブロック市町等職員採用試験事務共同実施協議会に委託しています。

## 採用試験実施状況

（21年度実績）

試験区分	受験者		最終合格者	
	人数	割合	人数	割合
一般職（一般事務）	42人		5人	
一般職（保健師）	0人		0人	
福祉職（保育士）	0人		0人	

## 職員数状況

### 職名別状況

（21年4月1日）

組織上名	職員数	構成比
課長	19人	10.1%
課長補佐	16人	8.6%
係長	23人	12.3%
主任	63人	33.7%
主事	22人	11.8%
主事補	10人	5.3%
主事補	1人	0.5%
保健師	3人	1.6%
保育士	2人	1.1%
用務員	7人	3.7%
運転手	5人	2.7%
給食調理員	16人	8.6%
合計	187人	100.0%

## 年齢階層別状況

（21年4月1日）

年齢	人数	構成比
19歳以下	0人	0.0%
20歳以上 29歳以下	22人	11.8%
30歳以上 39歳以下	44人	23.5%
40歳以上 49歳以下	40人	21.4%
50歳以上 59歳以下	81人	43.3%
合計	187人	100.0%

## 職員数・定員管理状況

（各年4月1日現在）

## 部門別職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		20年度	21年度			
普通会計部門	一般	議会	3	3	0	
		総務	43	43	0	
	行政	税務	14	13	△1	退職者に伴う調整
		労働	0	0	0	
		農水	10	10	0	
		商工	2	2	0	
		土木	15	13	△2	退職者に伴う調整
		民生	23	23	0	
	部門	衛生	14	15	1	特定健診及び特定保健指導の業務増
		小計	124	122	△2	
会計部門	教育部門	45	43	△2	欠員不補充	
	消防部門	0	0	0		
	小計	169	165	△4		
公営企業等	水道	5	5	0		
	下水道	7	7	0		
	その他	12	11	△1	特定健診及び特定保健指導の業務減	
小計	24	23	△1			
合計		193	188	△5		
		[238]	[238]	[0]		

(注) 1 21年度地方公共団体定数管理調査による  
2 職員数は一般職に属する職員数（教育長含む）  
3 [ ]内は、条例定数の合計

## 2 職員給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

### ① 人件費総額

（21年度一般会計決算）

人件費	歳出額	人件費率
A	B	(B/A)
25,989人	6,677,351千円	22.9%

※人件費には、一般職員のほか町長等特別職、議会議員、各種行政委員会等の特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

### ② 一般職員給与費

（21年度一般会計決算）

給料	613,520千円
職員手当	95,831千円
期末手当	237,012千円
合計	946,363千円



区分	支給額
一般行政職	172,200円
大学卒	140,100円
高校卒	137,200円
技能労務職	

⑤初任給 (21年4月1日現在)

区分	月平均給料額	平均年齢
一般行政職 (事務職員、技術職員)	350,700円	44.4歳
技能労務職 (運転手、調理員)	269,300円	52.1歳

④平均給料月額及び平均年齢 (21年4月1日現在)

区分	給料	給料月額等
報酬	町長	546,000円(△30%)
	副町長	589,000円(△5%)
期末手当	議長	350,000円
	副議長	280,000円
	議長	260,000円
	町長	6月期 1.45月分
	副町長	12月期 1.65月分
	計	3.10月分
期手	議長	6月期 1.45月分
	副議長	12月期 1.65月分
	計	3.10月分

③特別職報酬・手当 (21年4月1日現在)

※21年度公務員給与実態調査による

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師・主事補・技師補	7人	5.8%
2級	主事・技師	3人	2.5%
3級	主査	11人	9.1%
4級	主任	54人	44.6%
5級	係長・課長補佐	29人	24.0%
6級	課長	17人	14.0%

⑦一般行政職級別職員数状況 (21年4月1日現在)

区分	経験年数	経験年数	経験年数
一般行政職	10年	15年	20年
	大学卒	324,520円	363,900円
高校卒	287,500円	320,900円	

⑥経験年数別・学歴別給料月額 (21年4月1日現在)

⑪特別休暇  
【概要】選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由

⑩年次有給休暇  
・一の年度において、20日以内  
・取得状況：平均使用日数9.9日

⑨勤務時間状況  
・始業終業時間  
午前8時30分～午後5時30分  
※22年4月より終業時間は午後5時15分  
※勤務に特殊性がある場合は、別に勤務時間を定める。  
・休憩時間 午後0時～1時

⑧手当支給状況 (21年4月1日現在)

区分	内容	金額	
扶養手当	配偶者	13,000円	
	第2子まで その他の扶養親族 16歳から22歳の子1人につき	6,500円 6,500円 5,000円加算	
通勤手当	公共交通機関利用	運賃相当額	
	自家用車など利用	2km以上2,000円から	
住居手当	借家 家賃に27,000円以内		
	持家 新築・購入から5年間	2,500円	
期末手当	支給月	6月期	
	期末手当	1.25月分	
	勤労手当	0.67月分	
勤続年数	12月期	1.5月分	
	計	2.75月分	
	1.34月分		
退職手当	職制上の段階、勤務の級等による加算措置あり		
	勤続年数	自己都合	定年
	20年	23.50月分	30.55月分
	25年	33.50月分	41.34月分
35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
定年前早期退職特別措置があります。			
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	1.8%	
	支給総額	160千円	
	手当の種類(手当数)	4	
時間外勤務手当	20年度	支給総額	38,825千円
		職員1人当たり支給年額	235千円
	21年度	支給総額	44,798千円
		職員1人当たり支給年額	272千円

⑫育児休業及び部分休業  
【概要】子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度  
・育児休業利用状況：3人  
(生後3年に達しない子を養育している職員)  
・部分休業利用状況：なし  
(3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額)

由により勤務しないことが相当と認められる休暇

⑬ 介護休暇

【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

・取得状況：なし

⑭ 病気休暇

【概要】職員が負傷または疾病のため療養する必要がある場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・医師等の証明書が必要な病気休暇取得状況：19人

③ 分限処分及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

【概要】地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職をさせることができる制度

・処分状況：なし

(2) 懲戒処分

【概要】地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、戒告、減給、停職及び免職の処分をする制度

・処分状況：なし

④ 服務状況

(1) 服務規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

(2) 服務規律の確保のために

・地方公務員としてふさわしい接客等を行うために野木町職員接遇マニュアル実施  
・野木町人材育成基本方針実施

⑤ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

・小山地区職員研修協議会研修 ↓64人  
・栃木県市町村職員研修協議会研修 ↓7人  
・その他 ↓62人

(2) 勤務成績評定実施状況

町人材育成基本方針の中の人事評価制度に基づき、18年度から実施しています。

⑥ 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康保持増進対策

・健康診断  
・一般健康診断・がん検診  
・メンタルヘルズ対策  
・カウンセリングの実施

(2) 労働安全衛生に関する事項

・町職員安全管理委員会の設置

(3) 災害補償の実施状況

【概要】地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷もしくは疾病し、または障がい状態になった場合において、補償する制度

・認定状況：1件

(4) 職員互助会への補助の実施状況

・職員互助会が実施する職員の福利厚生事業に対し、1人当たり2千円の補助をしています。

⑦ 勤務条件に関する措置の要求状況

係属事案はなく、21年度に新たな措置要求はなかった。

⑧ 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、21年度に新たな不服申し立てはなかった。

問総務課

■(57) 4 1 5 8